

特集

～大企業のように投資ができない中で～

マイナンバー制度、いったい何をすればいい？ 中小事業者の対応Q&A

特定社会保険労務士 杉本 一裕

はじめに

2016年1月から始まるマイナンバー制度。

国民ひとりひとりにマイナンバー(個人番号)が付き、当面は税・社会保障・災害対策の分野で行政手続きにおいて利用されます。根拠となる法律名は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」です。「番号法」、通称・マイナンバー制度は、2013年5月24日に成立しました。“行政や企業から監視されることになるのでは?”、“成りすましを含め、悪用されるのでは?”と不安視する声も多く、制度面・システム面の安心安全な仕組み作りをするという前提でスタートします。

マイナンバー制度は、行政の効率化や国民の利便性向上を図ることを目的として運用が開始されますが、そのために企業は税や社会保障の手続きにおいてマイナンバー制度に対応しなければなりません。企業や社会保険労務士(以後、社労士)、税理士にとっては事務負担大、セキュリティ対策のコストも増えることとなります。潤沢に資金がある会社ばかりでなく、私(社労士事務所)も含めて限られたお金の中で効率のいい対策を講じなければなりません。

マイナンバー制度は刑罰法規であり罰則の対象になる可能性がありますので、必要なことは実施しないとイケませんし、取扱いにも注意が必要となります。

そこで本稿では、従業員の個人番号の取扱いや事業者の事前準備など、押さえておいていただきたいポイントを、最近多く寄せられる質問に答えるような形で解説していきたいと思えます。

本稿は平成27年2月1日時点の法令・情報等を基に作成しています。今後、制度詳細が明らかになるにつれ、掲載内容と異なる場合もございますので、予めご了承ください。

1 制度概要編

Q1 そもそもマイナンバーってなんですか？

A マイナンバー（個人番号）とは、平成27年10月以降、住民票を有するすべての方に通知される一人ひとつの番号（12桁）です。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的な情報の管理、複数の機関に存在する個人情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政事務の効率化、国民の利便性の増進、公平、公正な社会の実現をめざしています。

・行政事務の効率化

行政機関や地方公共団体での作業の無駄がなくなり、手続きの正確化、迅速性が実現されます。

・国民の利便性の増進

行政への申請手続き等で添付が必要とされる書類（例：課税証明書）の省略が可能となり、手続きが簡単になる予定です。

・公平、公正な社会の実現

行政機関が国民の所得状況や行政サービスの受給状況などを把握することで、不正受給などを防止することが可能となり、きめ細やかな支援が行われます。

当面は行政事務及び国民の利便増進を目的として社会保障・税・災害対策の分野で活用されます。将来的には民間での利用も検討予定です。

会社にとっては事務負担が増えますが、法で定められる手続きになりますので、対応していくしかありません。

なお、法人についても、一法人ひとつの法人番号（13桁）が指定されます（Q9）。